

山梨県公報

号外第二号

平成二十二年

二月一日

月 曜 日

目次

規 則

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則……………一

規 則

山梨県規則第一号

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則を次のように定める。

平成二十二年二月一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)(の規定に基づき、県が設立する地方独立行政法人(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二條第二項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 法人の定款に規定する業務に関する事項
 - 二 業務委託の基準
 - 三 競争入札その他契約に関する基本的事項
 - 四 その他法人の業務の執行に關し必要な事項
- (料金の上限の認可の申請等)

第三条 法人は、法第二十三條第一項前段の規定により料金の上限の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 料金の種類及び上限
- 二 料金の上限の額の設定の根拠

三 料金の上限の範囲内において現実に徴収しようとする料金の額

2 法人は、法第二十三條第一項後段の規定により料金の上限の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画の認可の申請等)

第四条 法人は、法第二十六條第一項前段の規定により中期計画(同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)(の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、知事が別に定める日までに(法人の成立後最初の中期計画については、法第二十五條第一項前段の規定による知事の指示を受けた後遅滞なく)、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六條第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第五条 法第二十六條第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 法第四十條第四項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に關する計画
- 四 その他法人の業務運営に關し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第六条 法第二十七條第一項に規定する年度計画(次項及び次条において「年度計画」という。)(には、中期計画に定めた事項に關し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、法第二十七條第一項後段の規定により年度計画の変更を届け出るときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第七条 法人は、法第二十八條第一項の規定により各事業年度における業務の実績について評価委員会(県が法第十一條第一項の規定に基づき法人に關する事務を処理させるため設置した当該法人に係る地方独立行政法人評価委員会をいう。以下この条及び第九條において同じ。)(の評価を受けようとするときは、年度計画に記載した事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に当該法人に係る評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第八条 法第二十九条第一項の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績報告)

第九条 法人は、法第三十条第一項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の終了後三月以内に当該法人に係る評価委員会に提出しなければならない。

(特定の償却資産の指定等)

第十条 知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に对应すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第十一条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人法施行規則(平成十六年総務省令第五十一号)第一条第三項の規定により総務大臣が別に公示する地方独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第十二条 法第三十四条第四項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 次号に掲げる法人以外の法人 五年
- 二 法第六十八条第一項に規定する公立大学法人 六年

(剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続)

第十三条 法人は、法第四十条第三項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 承認を受けようとする金額
- 二 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第四十条第一項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第十四条 法人は、法第四十条第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項

を記載した申請書を当該中期目標の終了後三月以内に知事に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該事業年度に係る法第三十四条第一項の規定による財務諸表の提出を行った場合にあっては、この限りでない。

(納付金の納付の手続)

第十五条 法人は、法第四十条第六項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余(以下この条及び次条において「納付金」という。)の額の計算書に、当該中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の額の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、法第三十四条第一項に規定する財務諸表の承認を受けた後、遅滞なく知事に提出しなければならない。

(納付金の納付期限)

第十六条 納付金は、知事が別に定める日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第十七条 法人は、法第四十一条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第十八条 法人は、法第四十四条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法

により処分等を行う場合にあっては、適正な見積価額)

二 処分等の条件

三 処分等の方法

四 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

(常勤職員数の報告)

第十九条 法第五十四条第一項の規定による報告は、一月一日現在における同項に規定する常勤職員の数を記載した報告書を、同月三十日までに提出して行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 法人(法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人を除く。)の成立の際、法第六十六条第一項の規定により法人が承継した権利に係る財産のうち償却資産については、第十条第一項の規定による指定があつたものとみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番